

# 大切な農地を守るお仕事

豊かな自然と田園風景が広がる町、邑楽町。この大切な農地を守るために働く人たちがいます。今回の特集ではその役割をもつ「農業委員会」の仕事を紹介します。

問 町農業委員会事務局 47-5028

**町** には、農地法（法律）に基づく許可や意見、農地利用最適化の推進など、農地に関するさまざまな業務を行う組織として農業委員会が置かれています。農業委員会は、町から任命された「農業委員」と、農業委員会から委嘱された「農地利用最適化推進委員（以下、推進委員）」がいます。

## 農業委員の役割

農業委員は10名で活動しています。主な役割は、毎月行われる農業委員会総会において、法律に基づく権



農業委員長 横山正行さん  
(十三軒・27区)

利移動の申請や農地転用（農地以外の用途に使うこと）の申請の審議を行います。また、現地調査や農地の適正な利用の推進に向けた活動を行います。会長の横山さんは「農業委員は農業や法律に関する知識を持ち、その役割を適切に行うことができる人が求められます。構成委員は農業者が多くを占めますが、農業に従事していない中立委員や女性委員、青年層の委員も活躍しています」と話します。



推進委員長 岩崎年男さん  
(秋妻・17区)

## 推進委員の役割

推進委員は15名が活動しています。主な役割は、担当地区の農地利用の最適化などの現場活動が主体です。委員長の岩崎さんは「推進委員は農業委員と連携して、担い手への農地利用の集積や耕作放棄地の発生防止、新規就農の促進などの活動を行います。そのため、より地域と密着した活動ができる必要があります」と話します。

## 農地の利用状況を調査

町農業委員会では農地法に基づき、地域の農地利用の確認や違反転用防止などを目的に、町内全域の農地を対象とした利用状況調査（農地パトロール）を実施します。

9月から農業委員や推進委員、職員が農地を見て回り、耕作状況の確認をします。一定期間耕作されていない遊休農地と判断したら、その農地の所有者に「利用意向調査書」を送付し、今後どのように利用していくか確認します。調査にあたり、農地内に立ち入ることもありますが、ご理解とご協力をお願いします。



農地の利用状況を調査します



農地を適正に管理しましょう

## 農地の適正な管理を

農地の適正な管理をしていないと、雑草の繁茂による病害虫などの温床となるだけでなく、見通しに影響する場合は交通事故の原因になるなど、近隣農地や周辺住民の生活に大きな支障をきたす可能性があります。除草や病害虫の駆除など、適正な管理をお願いします。

また、農地を耕作しておらず、借りて耕作してくれる人を見つけてほしいなどのご相談がある場合は、お近くの農業委員、推進委員または町農業委員会事務局にご連絡ください。

## 問合せ先

町農業委員会事務局  
☎47-5028



農業委員・推進委員一覧  
(町ホームページ)

## 大切な農地を守るお仕事 農業委員・推進委員 募集

農業委員・推進委員は、3年ごとに推薦、または自薦による募集を行い、候補者評価委員会で選考した後に決まります。現在の委員の任期が令和8年7月19日で満了となるので、令和8年1月から募集を行います。募集の期間や応募方法など詳しくは広報おうら1月号でお知らせする予定です。



## ▶ 農業委員・推進委員の活動



農業委員会総会を毎月開催



現地調査を行う様子



研修を受ける推進委員たち